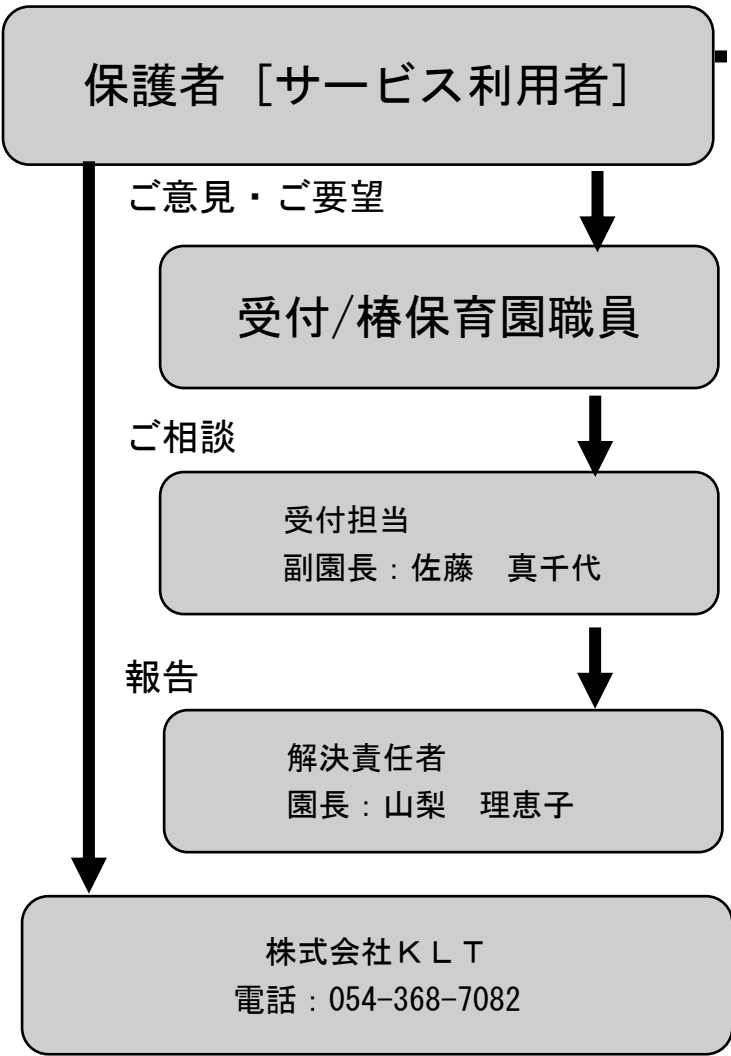


苦情受付・相談



ご意見・ご要望などの
内容の確認報告を受け
た旨通知を行います。

責任者に相談しても、納得
がいかない場合、第三者委
員に直接相談し、話し合い
への立会や助言を求める
ことができます。

第三者委員（相談窓口）

下野東自治会長

椿保育園相談役